

平成27年度に奄美群島の振興開発に  
関して講じた施策

～奄美群島振興開発審議会報告～

平成28年5月24日



## 【目次】

### 第Ⅰ部 奄美群島をめぐる最近の動向

1. 人口 . . . . . 1
2. 観光動向 . . . . . 2
3. 奄美地方の気象概況 . . . . . 5
4. ミカンコミバエ種群の再侵入 . . . . . 6

### 第Ⅱ部 平成 27 年度に奄美群島の振興開発に関して講じた施策

1. 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する施策 . . . 8
2. 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する施策 . . . 11
3. 観光の開発に関する施策 . . . . . 12
4. 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する施策 . . . 13
5. 住宅及び生活環境の整備に関する施策 . . . . . 15
6. 保健衛生の向上に関する施策 . . . . . 16
7. 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する施策 . . . . . 17
8. 医療の確保等に関する施策 . . . . . 17
9. 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する施策 . . . . . 18
10. 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する施策 . . . . . 19
11. 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する施策 . . . 19
12. 教育及び文化の振興に関する施策 . . . . . 20
13. 国内及び国外の地域との交流の促進に関する施策 . . . . . 21
14. 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する施策 . . . . . 22
15. 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する施策 . . . . . 23

- 参考資料 奄美群島振興開発特別措置法 . . . . . 24



## 第 I 部 奄美群島をめぐる最近の動向

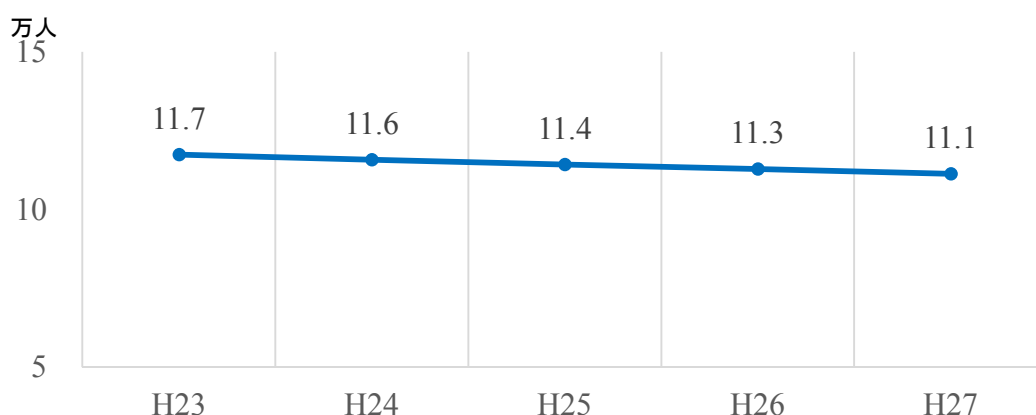
### 1. 人口

#### (1) 奄美群島全体の人口の推移

平成 27 年の奄美群島の人口は、111,359 人となっており、前年と比較すると、1,464 人（1.3%）減少している。

また、平成 23 年時点での人口は 117,412 人で、この間に総人口は 6,053 人（5.2%）減少しており、奄美群島全体、各島で人口減少を食い止める努力が求められる。

図 1-1 奄美群島全体の人口の推移(平成 23 年～平成 27 年)



出典：鹿児島県人口移動調査

#### (2) 各島の人口

平成 26 年と平成 27 年を比較すると、群島全体で 1,464 人（1.3%）減少している。各島の内訳について着目すると、奄美大島では 823 人（1.3%）、喜界島では 139 人（1.9%）、徳之島では 305 人（1.3%）、沖永良部島では 155 人（1.2%）、与論島では 42 人（0.8%）減少している。

図 1-2 島毎の人口(平成 26 年と平成 27 年)

	H26	H27	H27-H26
奄美大島	62,593	61,770	-823人(1.3%)
喜界島	7,432	7,293	-139人(1.9%)
徳之島	24,308	24,003	-305人(1.3%)
沖永良部島	13,243	13,088	-155人(1.2%)
与論島	5,247	5,205	-42人(0.8%)
合計	112,823	111,359	-1,464人(1.3%)

出典：鹿児島県人口移動調査

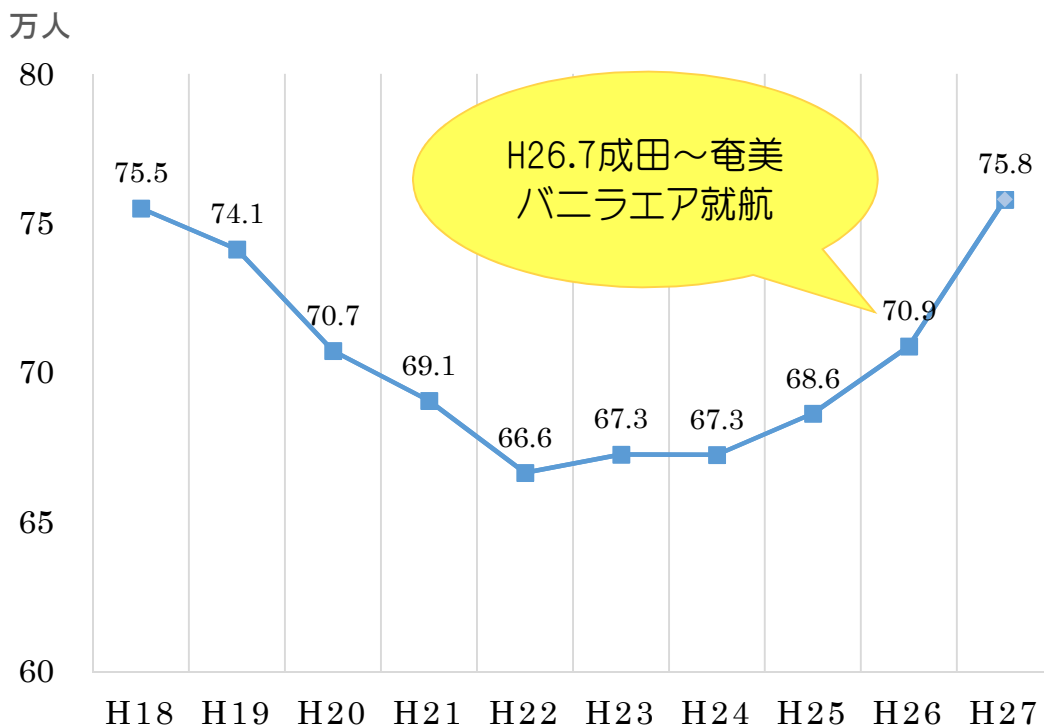
## 2. 観光動向

### (1)-①入込客数の推移

奄美群島への入込客数については、平成23年以降増加に転じ、平成26年は6年ぶりに70万人台に回復した。

平成27年はさらに増加し、75万人台を突破し、入込客数は、平成18年と同水準まで回復することとなった。

図2-1 奄美群島全体の入込客数の推移(平成18年～平成27年)



出典：鹿児島県大島支庁資料



『奄美新聞』H26.7.2



『南海日日新聞』H28.3.8

### (1)-②各島の入込客数

平成 26 年と平成 27 年を比較すると、群島全体で 49,124 人(6.9%)増加している。各島の内訳について着目すると、奄美大島では 28,873 人(7.3%)、喜界島では 2,807 人(5.3%)、徳之島では 5,531 人(4.5%)、沖永良部島では 4,425 人(5.4%)、与論島では 7,488 人(13.5%)増加している。

図 2-2 島毎の入込客数(平成 26 年と平成 27 年)

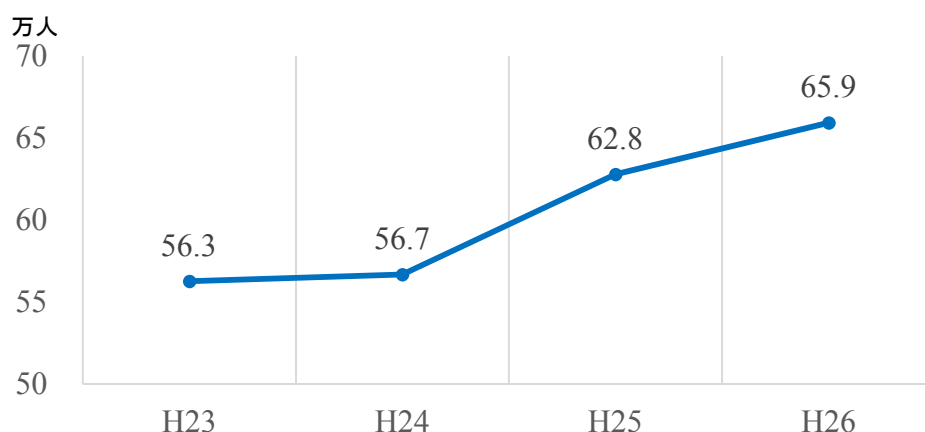
	H26	H27	H27-H26
奄美大島	393,654	422,527	+28,873人(7.3%)
喜界島	52,674	55,481	+2,807人(5.3%)
徳之島	124,275	129,806	+5,531人(4.5%)
沖永良部島	82,696	87,121	+4,425人(5.4%)
与論島	55,464	62,952	+7,488人(13.5%)
合計	708,763	757,887	+49,124人(6.9%)

出典：鹿児島県大島支庁資料

### (2) 奄美群島における宿泊客数の推移(平成 23 年～平成 26 年)

奄美群島における延べ宿泊客数は、平成 23 年から平成 26 年にかけて増加傾向にあり、平成 25 年と平成 26 年の宿泊客数を比較すると、31,527 人(5.0%)増加している。

図 2-3 奄美群島における延べ宿泊客数の推移(平成 23 年～平成 26 年)

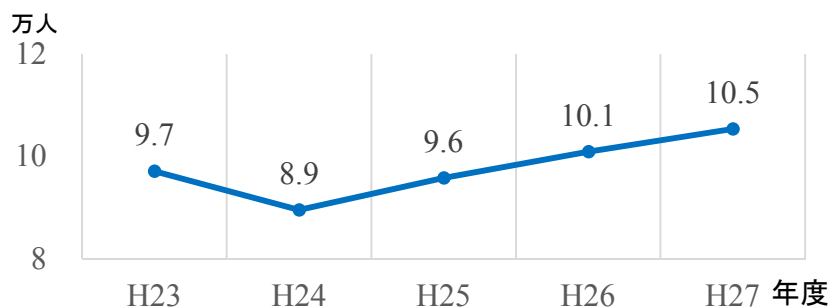


出典：鹿児島県観光統計

### (3)-①奄美パーク入園者数の推移(平成23年度～平成27年度)

奄美パークの入園者数は、平成24年度以降増加傾向にある。平成26年度と平成27年度を比較すると、4,479人(4.4%)増加している。

図2-4 奄美パークの入園者数の推移(平成23年度～平成27年度)

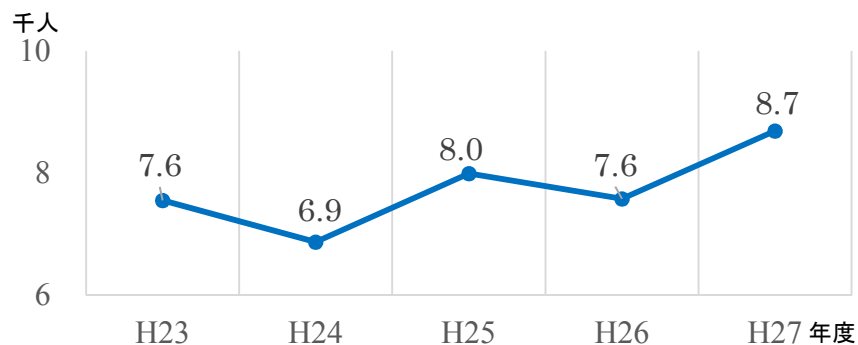


出典：鹿児島県奄美パーク資料

### (3)-②与論町サザンクロスセンターの入園者数の推移

与論町サザンクロスセンターの入園者数は平成24年度から増加傾向にある。平成26年度と平成27年度を比較すると、1,109人(14.6%)増加している。

図2-5 与論町サザンクロスセンターの利用客数の推移(平成23年度～平成27年度)



出典：与論町資料

### (4) 奄美群島・沖縄間における航路・航空路の運賃割引について

平成28年度より、「奄美・琉球」の世界自然遺産登録を見据え、歴史的・文化的につながりが強い奄美群島と沖縄県の交流・連携を強化し、両地域の調和ある振興及び発展を目的として、航路・航空路運賃の割引が実施されることとなった。



### 3. 奄美地方の気象概況

奄美群島では梅雨前線や台風などの影響で記録的大雨を観測した。特に、徳之島では「50年に1度の大雨」を4回記録。(4月、6月、7月、11月)

[4月] 上旬の後半から中旬の初めや、下旬は前線や湿った気流の影響で曇りや雨の日が続き、大雨となった所があった。日降水量では、20日に天城で183.0mm、28日に笠利で185.5mmを観測した。

[6月] 上旬と下旬は梅雨前線や湿った気流の影響で曇りや雨の日が多かった。沖永良部では19日に日最大1時間降水量101.0mm、日降水量では196.0mm観測、伊仙では29日に日降水量390.0mm、月降水量では743.5mmを観測した。

[7月] 下旬は25日から26日にかけて台風第12号の影響で大荒れの天気となり、伊仙では25日に日最大1時間降水量114.5mmを観測した。

[11月] 17日は湿った気流の影響で大雨となった所があり、天城では日最大1時間降水量78.0mm、日降水量では121.5mmを観測した。

[1月] 23日から25日にかけて強い冬型の気圧配置となり、大陸からの強い寒気が流れ込んだため、24日に名瀬では明治34年2月11日以来115年ぶりに雪を観測したほか、沖永良部では昭和44年5月1日の観測開始以来初めて「みぞれ」を観測した。



『南海日日新聞』H27.7.26



『奄美新聞』H28.1.25

#### 4. ミカンコミバエ種群の再侵入

果実や果菜類に甚大な被害を与えるミカンコミバエ種群の再侵入を受け、テックス板の散布や植物防疫法に基づく移動規制などを実施。

##### (1) 経緯

平成 27 年鹿児島県奄美大島南部を中心に、数匹から数十匹規模のミカンコミバエ種群の誘殺が確認された。このため、農林水産省は鹿児島県との連携の下、①調査用トラップの増設による発生状況の的確な把握、②本種群の誘殺を目的としたテックス板の散布、③本種群の寄生植物が確認された地点及びその周辺における殺虫剤の散布及び本種群の寄主植物の除去等の防除対策を強化しながら、本種群の定着防止を図ってきたところ。

しかし、10 月以降も本種群の誘殺が多数確認されたこと、同島の特産物であるポンカン、タンカン等の収穫・出荷時期を迎えることを踏まえ、本種群のまん延防止及び根絶に万全を期すため、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）に基づき「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令」（平成 27 年農林水産省令第 80 号）及び「ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する告示」（平成 27 年 11 月 13 日農林水産省告示第 2509 号）を公布し、平成 27 年 12 月 13 日からミカンコミバエ種群の緊急防除を開始した。

##### (2) 緊急防除の内容

###### ア 概要

- 1) 防除区域内に存在するかんきつ類等の生果実又はその容器包装（イ規制対象植物等（規制の対象となる植物等）を参照）は、防除区域以外の地域へ移動することができない。ただし、植物防疫官が行う検査の結果、ミカンコミバエ種群が付着していないと認められたものは除く。
- 2) 防除区域内においてミカンコミバエ種群が付着している又はそのおそれがあるかんきつ類等の生果実、又は容器包装は、植物防疫官の指示に従い、廃棄する必要がある。

###### イ 規制対象植物等（規制の対象となる植物等）

かんきつ類、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、グリコスミス・ペントフィラ、くろつぐ、ごれんし、ざくろ、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、パパイヤ、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゅ、ぶどう、もも、ももたまな、やまもも、ランブータン、りゅうがん、りんご、れいし、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、コー

ヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物、ふくぎ属植物、ふともも属植物、マンゴウ属植物、ランサ属植物、ロリニア属植物若しくはあかてつ科植物の生果実又は成熟したバナナの生果実及びその容器包装

#### ウ 防除区域（規制の対象となる地域）

鹿児島県奄美市並びに大島郡宇検村、瀬戸内町、龍郷町及び大和村の区域

#### エ 防除期間

平成 27 年 12 月 13 日～平成 29 年 3 月 31 日

#### (3) 誘殺状況

奄美群島においては、12 月下旬以降、ミカンコミバエ種群の誘殺は確認されていない。

現在も、鹿児島県や地元市町村等との緊密な連携の下、緊急防除の解除に向け、ミカンコミバエ種群の根絶のための取組を実施しているところである。

## 第Ⅱ部 平成27年度に奄美群島の振興開発に関して講じた施策

### 1. 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する施策

#### (1) 農林水産業の振興

##### 1) 農業

奄美群島は、四季を通じて温暖多雨で、作物の育成に適した条件に恵まれているが、河川はいずれも短小急流であることから、農業用水の確保が課題となっている。また、台風常襲地帯に位置し、本土から遠隔地にあるだけでなく、特殊病害虫が生息していることなどの条件不利性を抱えている。

このため、徳之島や沖永良部島において、国営かんがい排水事業や農業競争力基盤整備事業等による基盤整備を実施し、栽培管理の合理化や高付加価値作物への転換を促すとともに、奄美群島振興交付金を活用した農業創出緊急支援事業により平張ハウス等の施設整備を実施し、災害に強い施設整備を実施した。

さらに、奄美群島振興交付金を活用した奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業により、奄美群島産の農林水産物を本土まで出荷する際の輸送費支援を実施し、本土に比べて割高な輸送コストにおける不利性の軽減を図った。

また、平成27年度は、奄美大島及び徳之島において、ミカンコミバエ種群の誘殺が多数確認されたことから、ヘリコプターによるテックス板の散布、寄主植物の除去を実施するとともに、奄美大島においては植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、ミカンコミバエが付着しているおそれのある果実の移動の制限や廃棄などミカンコミバエ種群の定着防止・根絶のための措置を講じた。

##### 2) 林業

奄美群島の森林は、総面積の65%を占めており、その98%が奄美大島と徳之島にある。特に奄美大島南部地域の森林は、群島総林野面積の60%を占めている。

森林の蓄積は13,795千 $\text{m}^3$ で、このうち民有林が90%を占め、その大半がイタジイを主体とする広葉樹69%からなっている。また、リュウキュウマツを主体とする針葉樹は30%で、スギ、ヒノキ等はきわめて少ない。

このような森林現況から、健全な森林資源の造成とリュウキュウマツ等の奄美産材の需要拡大が課題となっている。

このため、森林環境保全整備事業等により、保育や路網整備を実施するとともに、奄美群島振興交付金を活用した森林資源活用調査事業により、リュウキュウマツの利用に関する研究や早期広葉樹林化への誘導技術の拡充等を実施した。

### 3) 漁業

奄美群島周辺は珊瑚礁に囲まれ、また、近海には天然礁が散在して好漁場を形成しており、かつお、まぐろ、さわら、とびうお、あじ類等の浮魚、むつ、はまだい、あおだい等の瀬物類、いせえび等の資源に恵まれている。

一方で、奄美群島は台風常襲地帯であること、周囲を珊瑚礁で囲まれていることなどから、漁港等の整備が水産振興の基本的な課題となっている。

このため、水産基盤整備事業により、茶花漁港における防波堤の整備等を行うとともに、奄美群島振興交付金を活用した水産資源利用開発調査事業により、沿岸域で藻場造成や栽培漁業、マグロ養殖を効率的に推進するための技術開発試験や調査等を行うとともに、地域水産物の鮮度保持技術の開発や未・低利用資源の加工品開発のための調査等を実施した。

このほか、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の繁殖地の保護、整備等を推進し、離島漁業を再生させるため、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁場の管理・改善等の離島周辺海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善に資する取組や海洋資源の高付加価値化等の地域の自主性と創意工夫を生かした取組を支援した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○国営かんがい排水事業

(事業主体：国、実施箇所：徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町)

○農業農村整備事業（農業競争力強化基盤整備事業）

(事業主体：県、実施箇所：徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町)

○森林環境保全整備事業

(事業主体：県・市町村等、実施箇所：天城町 等 10 市町村)

○水産基盤整備事業

(事業主体：県・市町村、実施箇所：茶花漁港（与論町）等)

○農山漁村地域整備交付金

(事業主体：県・市町村、実施箇所：喜界町 等 11 市町村)

○奄美群島振興交付金

・農業創出緊急支援事業

(事業主体：市町村・営農集団、実施箇所：和泊町 等)

・森林資源活用調査

(事業主体：県)

- ・水産資源利用開発調査  
(事業主体：県)
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  
(事業主体：市町村、実施箇所：奄美・喜界町)
- 消費・安全対策交付金  
(事業主体：県、実施箇所：奄美市 等 12 市町村)
- 離島漁業再生支援交付金  
(事業主体：漁村集落、実施箇所：奄美市 等 12 市町村)

## (2) 情報通信産業等の振興

情報通信技術を活用した産業は、地理的不利性を抱える奄美群島においても定着が可能であることから、超高速ブロードバンド(注1)等情報通信基盤の整備の推進、インキュベーション施設の活用による情報通信産業を担う企業の誘致や起業の促進、同産業を支える人材の育成等により、群島内における産業集積を図ることが必要である。

このため、奄美群島振興交付金を活用した情報通信産業人材育成事業により、企業派遣による研修に要する経費の助成や、専門的な技術指導を行うコーチの招聘等を実施した。

(注1) FTTH、CATV インターネット、FWA、BWA、LTE (FTTH 及び LTE 以外は下り 30Mbps 以上のものに限る。)

<平成 27 年度に講じた主要施策>

- 奄美群島振興交付金
  - ・情報通信産業人材育成事業  
(事業主体：市町村、実施箇所：奄美市)

## (3) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興

地域の自立的発展を促進するためには、地域資源を活用した特色ある地域作りを推進することが重要であり、都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の手作り活動を支援し、都市と農村の共生・対流を総合的に推進した。

また、離島漁業再生支援交付金を活用し、海洋資源の高付加価値化、低・未利用資源の活用、販路拡大、体験漁業、海洋レジャー等、地域の自主性と創意工夫を生かした取組を支援した。

黒糖焼酎等の地場産業については、奄美群島内外の市場における競争力の強

化、情報化への対応、流通体制の強化、新商品の開発等に対する支援として、奄美群島振興交付金を活用した特産加工品商品開発・販売力向上人材育成事業等を実施した。

さらに、奄美群島振興交付金を活用した、地域起業家人材育成事業により、起業を希望する者に対する支援を実施した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○都市農村共生・対流総合対策交付金

(事業主体：協議会、実施箇所：大和村・瀬戸内町)

○離島漁業再生支援交付金

(事業主体：漁村集落、実施箇所：奄美市 等 12 市町村)

○奄美群島振興交付金

・特産加工品商品開発・販売力向上人材育成事業

(事業主体：奄美群島広域事務組合)

・地域起業家人材育成事業

(事業主体：奄美群島広域事務組合)

## **2. 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する施策**

奄美群島では、人口減少が継続しており、特に若年層の人口流出が続いていることから、若年層を中心とした雇用機会の拡大、定住人口の確保を図るためには、地域外からの事業者誘致及び民間事業者による投資促進を通じた内部的発展を実現することが必要である。このため、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備等に係る割増償却制度により、民間事業者による投資を引き続き促進した。

また、基幹産業である第一次産業の不振等により、就業機会が減少していることや、人口減少や高齢化の進展に伴い地域の産業を支える人材不足が課題になっている。そこで、雇用情勢の厳しい地域で、事業所を設置・整備し、地域求職者を雇い入れた事業主に一定額を助成する地域雇用開発奨励金や、地域の協議会が地域資源を活用して行う自発的な雇用創出の取組を支援する実践型地域雇用創造事業を活用することで、奄美群島における雇用機会の確保に努めた。

さらに、離職者を対象として、民間機関を活用した職業訓練を実施したほか、職業訓練を行う事業者を対象として、訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等、職業能力開発に係る支援を実施した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○実践型地域雇用創造事業

(事業主体：国、実施箇所：奄美市)

○地域雇用開発奨励金

(事業主体：国、実施箇所：奄美市、瀬戸内町、徳之島町)

○多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の確保

(事業主体：県（民間教育訓練機関）、実施箇所：奄美市)

### **3. 観光の開発に関する施策**

観光は、奄美群島の地理的・自然的特性等の魅力と資源を最も直接的に生かすことができる産業であり、また、地理的に東アジアに開かれた位置にあることを利点とすることが可能である。

世界自然遺産の国内候補地として、地域の重要な資源である自然環境を適切に保全する取組とともに、奄美群島の認知度向上や観光客の誘致等の様々な取組を推進する必要がある。このため、奄美群島振興交付金を活用した奄美群島交流需要喚起対策特別事業により、首都圏や鹿児島等と奄美群島を結ぶ路線における航路・航空路の運賃の割引や観光入込客の増大に向けたプロモーション等を実施した。

さらに、奄美群島振興交付金を活用した観光拠点連携整備事業により、奄美群島の観光拠点として利活用が期待される施設の整備を実施した。

また、都市農村共生・対流総合対策交付金を活用し、農山漁村における滞在交流型の余暇活動を行うグリーン・ツーリズムなど、奄美群島の特性を生かし、かつ、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進した。

さらに、地域の自然観光資源を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくため、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業により、エコツーリズムに取り組む団体に有識者を派遣し、エコツーリズムの要となる人材の育成や地域の課題の分析などのアドバイスにより取組の一層の促進を図った。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・奄美群島交流需要喚起対策特別事業

(事業主体：協議会、実施箇所：奄美市 等 12 市町村)

・観光拠点連携整備事業

(事業主体：市町村、実施箇所：奄美市 等 5 市町村)

○都市農村共生・対流総合対策交付金



(事業主体：協議会、実施箇所：大和村・瀬戸内町)

○エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業

(事業主体：国、実施箇所：奄美市・徳之島町・天城町・伊仙町・知名町)

#### **4. 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する施策**

##### (1) 交通施設の整備

###### 1) 道路

道路は、生活圏の拡大、産業活動の振興及び文化の発展を図るために必要な交通施設である。このため、社会資本整備総合交付金事業や防災・安全交付金事業により、奄美群島全域における幹線道路（一般国道 58 号や主要地方道）の整備を実施するとともに、これらを補完し、地域住民の日常生活と密接に結びついた生活道路（一般県道等）の整備を実施した。

###### 2) 港湾

港湾は、地域住民の日常生活に直結し、地域産業・経済の発展に寄与する重要な交通施設である。このため、港湾整備事業により、名瀬港や和泊港における防波堤等の整備を実施するとともに、社会資本整備総合交付金事業や防災・安全交付金事業により、奄美群島全域における港湾施設（防波堤や岸壁等）の整備を実施した。

###### 3) 空港

空港は、本土から遠隔地にあるという地理的な条件不利性を解消し、均衡ある地域振興を図るために必要な交通施設である。このため、空港整備事業により、奄美空港における滑走路の舗装改良工事や無線施設の更新等を実施するとともに、沖永良部空港における法面の対策工事等を実施した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○港湾整備事業

(事業主体：国・県、実施箇所：名瀬港（奄美市）、和泊港（和泊町）)

○空港整備事業

(事業主体：国・県、実施箇所：奄美空港（奄美市）、沖永良部空港（和泊町）)

- 社会資本整備総合交付金（道路事業）  
（事業主体：県・市町村、実施箇所：主要地方道名瀬瀬戸内線 等）
- 社会資本整備総合交付金（港湾事業）  
（事業主体：県・市町村、実施箇所：亀徳港（徳之島町） 等）
- 防災・安全交付金（道路事業）  
（事業主体：県・市町村、実施箇所：主要地方道名瀬瀬戸内線 等）
- 防災・安全交付金（港湾事業）  
（事業主体：県・市町村、実施箇所：湾港（喜界町） 等）

## (2) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化

奄美群島と本土及び奄美群島内を結ぶ航路・航空路は、群島住民の生活路線であるだけでなく、群島内事業者の業務上不可欠なインフラであることから、安定的な運航を図るため、地域公共交通確保維持改善事業により運航費の補助等を実施した。

また、奄美群島振興交付金を活用した奄美群島航空運賃軽減事業や奄美群島航路運賃軽減事業により、群島住民等を対象に、奄美群島と鹿児島及び奄美群島内を結ぶ路線における航路・航空路運賃の割引を実施した。

このほか、奄美群島振興交付金を活用した奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業により、奄美群島産の農林水産物を本土まで出荷する際の輸送費支援を実施した。

### <平成 27 年度に講じた主要施策>

- 奄美群島振興交付金
  - ・奄美群島航空運賃軽減事業  
（事業主体：協議会、実施箇所：奄美市 等 12 市町村）
  - ・奄美群島航路運賃軽減事業  
（事業主体：協議会、実施箇所：奄美市 等 12 市町村）
  - ・奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業  
（事業主体：市町村、実施箇所：奄美市 等 12 市町村）
- 地域公共交通確保維持改善事業
  - ・離島航路運営費等補助金  
（事業主体：国、実績件数：2 事業者 3 航路）
  - ・離島航空路運航費補助金  
（事業主体：国、実績件数：1 事業者 4 路線）

- ・離島航路構造改革補助金  
(事業主体：国、実績件数：1事業者1航路)

### (3) 情報通信の確保

奄美群島における高度情報通信ネットワーク等の整備は、奄美群島が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用的手段としても極めて有効であり、基盤整備の結果、ブロードバンドの利用、地上デジタル放送の受信及び携帯電話の利用が可能となった。

超高速ブロードバンド(注1)については平成27年3月末時点における全国の利用可能世帯数の割合が約100%であるのに対し、奄美群島(注2)における利用可能世帯数の割合は98.7%となっている。

また、携帯電話等の使用可能エリアの拡大も課題となっていることから、その費用の一部を補助することが可能となっている。

(注1) FTTH、CATV インターネット、FWA、BWA、LTE (FTTH 及び LTE 以外は下り 30Mbps 以上のものに限る。)

(注2) 奄美群島振興開発特別措置法の対象のうち、一般住民が居住している島。

## 5. 住宅及び生活環境の整備に関する施策

生活様式の変化や住民ニーズの高度化に対応した快適な生活環境の形成は、若年層やU I ターンを希望する人々の定住意欲を促進し、奄美群島の活性化を図るうえで不可欠である。

このため、社会資本整備総合交付金事業や防災・安全交付金事業により、奄美市や徳之島町等における公営住宅や下水道の整備を実施するとともに、循環型社会形成推進交付金事業により、与論町における地域の特性を活かした廃棄物処理施設の整備や、龍郷町や天城町等における合併処理浄化槽の整備を実施した。

さらに、簡易水道等施設整備費補助を活用した簡易水道再編推進事業や生活基盤近代化事業等により、龍郷町や伊仙町等における水道施設の整備を実施した。

<平成27年度に講じた主要施策>

- 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）  
(事業主体：県・市町村、実施箇所：奄美市 等 11 市町村)
- 防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）  
(事業主体：県・市町村、実施箇所：徳之島町 等 3 町)

- 社会資本整備総合交付金（下水道事業）  
（事業主体：市町村、実施箇所：奄美市 等 3 市町）
- 防災・安全交付金（下水道事業）  
（事業主体：市町村、実施箇所：奄美市）
- 循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設整備）  
（事業主体：市町村、実施箇所：与論町）
- 循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業）  
（事業主体：市町村、実施箇所：天城町 等 7 市町）
- 循環型社会形成推進交付金（浄化槽市町村整備推進事業）  
（事業主体：市町村、実施箇所：龍郷町・知名町）
- 簡易水道等施設整備費補助  
（事業主体：市町村、実施箇所：宇検村 等 5 市町村）
- 生活基盤施設耐震化等交付金  
（事業主体：市町村、実施箇所：喜界町・徳之島町・天城町）

## **6. 保健衛生の向上に関する施策**

奄美群島は、長寿・子宝・癒しの島としての社会的特性を有していることから、その要因について研究するとともに、その豊かな地域資源を生かし、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりへの取組を促進することが重要である。

また、奄美群島は気候的に亜熱帯に属し、蛇にとっても好適な生息地であり、陸棲蛇だけでも9種類が生息している。そのなかで、ハブは、奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島及び徳之島のみが生息し、毒性、凶暴性、生息密度及び被害発生の際で世界的に見ても屈指の毒蛇で、現在でも年間40人近い咬傷患者が発生している。

このように、ハブが住民生活や農林業の振興にとって大きな阻害要因となっていることから、奄美群島振興交付金を活用し、ハブ駆除対策事業及びハブ咬症対策事業により、ハブ駆除のための調査・研究やハブの買上げ、抗毒素の購入等の対策を講じた。

<平成27年度に講じた主要施策>

- 奄美群島振興交付金
  - ・ハブ駆除対策事業  
（事業主体：県、実施箇所：奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島・徳之島、実績：調査1件・研究委託1件）

- ・ハブ咬症対策事業

(事業主体：県、実施箇所：奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島・徳之島、  
実績：抗毒素購入 62 本・ハブ買上 6,181 匹)

## **7. 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する施策**

奄美群島においては、高齢化が進展しており、医療需要や、介護需要も高まってきた。

このことから、介護報酬においては、離島等地域におけるサービス確保の観点から、訪問介護における、特別地域加算としてサービス費用の 15%が加算されている。なお、当該加算の取扱いにより増額になる利用者負担については、市町村の判断により、その一部を減額することとし、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

- 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置

(事業主体：市町村、実施箇所：奄美市・龍郷町・伊仙町・和泊町)

## **8. 医療の確保等に関する施策**

奄美群島は、本土から隔絶した外海に位置するという特殊事情から、必要な医師の確保や診療所等の施設の充実、島外への救急患者の輸送の対応等、医療体制の充実は重要な課題である。

このため、奄美群島振興交付金を活用した奄美ドクターヘリ基地ヘリポート整備事業により、格納庫等関連施設の整備を開始した(奄美ドクターヘリは平成 28 年 12 月より運航開始予定)。また、奄美群島振興交付金を活用した医療センター整備事業により、天城町において「あまぎユイの里医療センター」の整備を実施した(平成 28 年 4 月 1 日より診察開始)。

また、へき地保健医療対策費を活用して、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、遠隔医療の導入等を推進した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

- 奄美群島振興交付金

- ・奄美ドクターヘリ基地ヘリポート整備事業

(事業主体：県、実施箇所：奄美市)

- ・医療センター整備事業  
(事業主体：市町村、実施箇所：天城町)
- へき地保健医療対策費  
(事業主体：県、実績箇所：大和村・瀬戸内町)

## **9. 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する施策**

奄美群島は、台風の常襲地帯であるだけでなく、奄美大島や徳之島では河川がいずれも短小急流で地形的に急峻で脆弱な地質であることから、水害・土砂災害が発生しやすい状況にある。また、地理的制約から集落のほとんどが海岸付近に点在していることから、台風時や冬季の季節風による高潮・波浪による災害が頻発している。

このため、これらの災害を未然に防止するため、床上浸水対策特別緊急事業や防災・安全交付金事業により、奄美大島や徳之島等における河川管理施設、砂防施設、海岸保全施設等の整備を実施した。

さらに、災害が発生した場合に備えて、奄美群島振興交付金を活用した奄美群島防災関連施設整備事業により、大和村等における避難施設等の整備を実施した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

- 床上浸水対策特別緊急事業  
(事業主体：県、実施箇所：大美川・戸口川（龍郷町）)
- 防災・安全交付金事業（河川事業）  
(事業主体：県、実施箇所：住用川（奄美市）等 10 河川)
- 防災・安全交付金事業（砂防事業）  
(事業主体：県、実施箇所：山間小川（奄美市）等 25 溪流)
- 防災・安全交付金事業（地すべり対策事業）  
(事業主体：県、実施箇所：西阿室地区（瀬戸内町）等 4 地区)
- 防災・安全交付金事業（海岸事業）  
(事業主体：県、実施箇所：大金久海岸（大和村）等 4 海岸)
- 農山漁村地域整備交付金（治山事業）  
(事業主体：県、実施箇所：岸道（大和村）等 5 地区)
- 奄美群島振興交付金
  - ・奄美群島防災関連施設整備事業  
(事業主体：市町村、実施箇所：大和村・伊仙町)

## **10. 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する施策**

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の温暖な気候に恵まれ、優れた景観、貴重な野生動植物、照葉樹林や美しいサンゴ礁等多彩で豊かな自然環境を有しており、世界的にも高く評価されている。

このため、奄美群島振興交付金を活用した希少野生生物保護対策事業やサンゴ礁保全対策事業、特定外来生物防除等推進事業等により奄美群島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物の防除等の推進を図った。

また、世界自然遺産の国内候補地として、自然環境保全の担保措置となる国立公園の指定に向けた調整、国内希少野生動植物種の保護増殖、外来生物の防除、自然再生等の取組を継続して推進するとともに、世界自然遺産候補地科学委員会及び地域別ワーキンググループにおいて、推薦書の作成及び管理計画の検討を行った。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

- ・希少野生生物保護対策事業

(事業主体：県、実施箇所：奄美市 等 12 市町村)

- ・ヤギ被害防除対策事業

(事業主体：市町村、実施箇所：奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町)

- ・サンゴ礁保全対策事業

(事業主体：市町村・協議会、実施箇所：奄美市 等 12 市町村)

○国内希少野生動植物種保護増殖事業

(事業主体：国、実施箇所：奄美市 等 8 市町村)

○特定外来生物防除等推進事業

(事業主体：国、実施箇所：奄美大島)

○海岸漂着物等地域対策推進事業

(事業主体：県・市町村、実施箇所：奄美市 等 12 町村)

○森林環境保全総合対策事業

(事業主体：国、実施箇所：奄美市、徳之島町)

## **11. 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する施策**

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、国内で調達可能であることなど、様々な長所を有していることから、奄美群島においても、再生可

能エネルギーの導入を推進することは重要である。また、奄美群島は本土から370～560kmも離れた外海離島であることから、石油製品の流通コストは、本土と比べて割高となっていることに加え、販売量が本土よりも少なく、サービスステーションの必要経費も高いことから、石油製品の小売価格は本土に比べて高くなっている。

このため、離島ガソリン流通コスト支援事業により、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、離島のサービスステーションがガソリンを値引販売する事により、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講じ、奄美群島における石油製品の安定的かつ低廉な供給の確保に努めた。

<平成27年度に講じた主要施策>

○離島ガソリン流通コスト支援事業

(事業主体：揮発油販売業者等、実施箇所：奄美群島有人8島)

## **12. 教育及び文化の振興に関する施策**

### **(1) 教育の振興**

奄美群島の自立的発展を促進するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習を推進することにより、奄美群島の将来を担う人材を育成していくことが必要である。

このため、公立学校施設整備費により公立学校施設の整備・充実を図るとともに、必要な教育環境の整備を推進した。

また、離島高校生修学支援事業において、高校生等の通学にかかる費用に対する支援を実施し、修学の機会の確保に努めた。

そのほか、離島地域における高等学校等の教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、特別の配慮をすることとし、地方公共団体からの申請に基づき、教職員定数の加配を措置した。

<平成27年度に講じた主要施策>

○公立学校施設整備費

(事業主体：市町村、実施箇所：奄美市・知名町・宇検村)

○離島高校生修学支援事業

(事業主体：市町村、実施箇所：大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・和泊町)

○離島における公立の高等学校等の教職員定数の加配

(事業主体：国、実施箇所：奄美市等)



## (2) 文化の振興

奄美群島における固有の伝統行事などの民俗文化財等については、群島民一人一人がしっかりとその魅力と価値についての認識を共有して、地域において次世代に着実に伝承できるよう取り組む必要がある。

このため、国指定等文化財の保存・活用のため、国宝重要文化財等整備費補助金により、所有者又は管理団体等に対して補助を行ったほか、文化遺産を活かした地域活性化事業により、シマ（集落）遺産ガイドブックの作成等の取組に対して支援を行った。

また、小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供した。

さらに、平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある、アイヌ語を除いた7方言について、それらのアーカイブ化を想定した記録・保存を目的とした実地調査研究を、瀬戸内町（加計呂麻島）・喜界町を含む地域で行った。

<平成27年度に講じた主要施策>

○国宝重要文化財等整備費補助金

（事業主体：市町村、実施箇所：奄美市等8町村）

○文化遺産を活かした地域活性化事業

（事業主体：実行委員会等3団体、実施箇所：奄美市・龍郷町・宇検村）

○文化芸術による子どもの育成事業

（事業主体：国、実施箇所：和泊町・喜界町・奄美市・徳之島町）

○危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究

（事業主体：国、実施箇所：喜界町・瀬戸内町）

## **13. 国内及び国外の地域との交流の促進に関する施策**

奄美群島の魅力を生かし、自然、文化、歴史の研究等の目的で来島する人々やUIターン等による定住者を拡大することは、経済・文化面での交流の活性化を促し、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、奄美群島の自立的発展を促進する上で極めて重要である。

このため、地域資源を生かした特色ある地域作りを進めつつ、都市農村共生・対流総合対策交付金を活用した滞在交流型の観光等の取組を通じ交流人口の増大を図った。

また、奄美群島振興交付金を活用した奄美群島交流需要喚起対策特別事業により、ツーリズムEXPOジャパンへの沖縄県との共同出展や民間企業と連携

した旅行商品の造成等のプロモーション等を実施した。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○都市農村共生・対流総合対策交付金

(事業主体：協議会、実施箇所：大和村・瀬戸内町)

○奄美群島振興交付金

・奄美群島交流需要喚起対策特別事業

(事業主体：協議会、実施箇所：奄美市 等 12 市町村)

#### **14. 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する施策**

奄美群島と本土との格差の是正を図るとともに、同群島の独特の豊かな自然環境等を生かした地域主体の振興開発を推進していくためには、振興開発の担い手となる人材の確保及び育成や多様な主体による連携・協力が不可欠である。

このため、奄美群島に対する愛着と、地域おこしや起業に対する意欲を持ち、本土の人々や観光客の視点を持って奄美群島の振興開発に当たることができる人材の育成を図る。具体的には、奄美群島振興交付金を活用し、奄美の実情に即したマーケティング・アカウティングの知見習得の機会を設ける地域起業家人材育成事業や国内第一線で活躍する本土在住デザイナー・プランナーと連携し、商品デザインに関するスキルアップを図る地域デザイン人材育成事業等を実施した。

また、奄美群島全域において、奄美群島特例通訳案内士育成等事業と観光旅客滞在促進事業に関する事項が盛り込まれた産業振興促進計画の変更案が作成され、平成 28 年 1 月 25 日に主務大臣による認定を受けた。これにより、奄美群島における通訳案内士と旅行業法の特例の適用が受けられることとなった。平成 28 年度より、奄美群島広域事務組合が主体となり、奄美群島特例通訳案内士の育成のための研修を実施することとなった。

<平成 27 年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

・地域起業家人材育成事業

(事業主体：奄美群島広域事務組合)

・地域デザイン人材育成事業

(事業主体：奄美群島広域事務組合)

・情報通信産業人材育成事業

(事業主体：市町村、実施箇所：奄美市)

## **15. 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する施策**

近年、事業者、住民、NPO等が、公共サービスの提供、社会貢献等、行政では対応困難な地域密着型の活動に取り組む状況が見られることから、奄美群島の一層の自立的発展に向け、地元の発意による地域の個性と地元の創意を生かした地域主体の地域づくりをさらに広めていくことが重要である。

このため、これらの主体のほか、地域づくり支援やNPO支援等のきめ細やかな対応等が期待されている奄美基金等様々な関係者間の連携と協力により「新たな公」を育むシステムの構築に取り組む必要がある。

奄美群島振興交付金を活用した奄美群島民間チャレンジ支援事業において、奄美群島振興開発基金が事業選定の審査委員として参加し、新商品の開発の促進等新たな、民間企業等の取組に対し、金融面からの視点で事業計画に対するアドバイスを行うなどの業務連携を実施することで、民間事業者の事業立ち上げ時におけるスキルアップを図った。

奄美市内にあるNPO法人の活動の一例として、コミュニティFMのラジオ放送による島内外に向けた奄美の魅力の情報発信、島興イベントの開催など、奄美の素晴らしさを伝える活動に取り組み、地域の活性化に貢献している。

また、奄美群島振興開発基金を取り巻く現状としては、第189回国会において、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律が成立（平成27年6月26日公布）し、役職員の秘密保持義務及び罰則の新設、金融庁検査の導入が措置された。

なお、奄美群島振興開発基金の行う保証業務については、国・県・市町村の出資により、保証基金の積増しを行ってきたところであるが、保証債務残高等の状況に鑑み、平成28年度予算においては、出資による保証基金の積増しを行わないこととした。

<平成27年度に講じた主要施策>

○奄美群島振興交付金

- ・奄美群島民間チャレンジ支援事業  
(事業主体：奄美群島広域事務組合)
- ・地域起業家人材育成事業  
(事業主体：奄美群島広域事務組合)

## 参考資料 奄美群島振興開発特別措置法

昭和 29 年に奄美群島復興特別措置法が制定され、以降概ね 5 年ごとに奄美群島をめぐる状況にかんがみ、延長・改正が行われてきた。現在の奄美群島振興開発特別措置法（以下、「法」という。）は、平成 26 年 3 月に第 186 回国会において一部改正する法律が成立し、平成 26 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日施行された。法の目的に定住の促進が明記され、その実現に向けてソフト事業を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みである交付金制度を創設するとともに、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとした。

また、平成 27 年 6 月に第 189 回国会において、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律が成立し、平成 27 年 6 月 26 日に公布された。奄美群島振興開発基金におけるガバナンスの強化を目的とし、役職員の秘密保持義務及び罰則に関する規定を新設（同年 7 月 16 日施行）し、金融庁検査を導入（同年 10 月 1 日施行）することとした。

### (参考) 奄美群島振興開発特別措置法の制定及び期限延長の経緯

年月日	改正法の内容	
昭和 29 年	<b>奄美群島復興特別措置法</b> 制定	議員立法
昭和 30 年	奄美群島復興信用保証協会設置	
昭和 33 年	法期限を 5 カ年延長した。 ①復興計画の期間を 5 カ年から 10 カ年に延長し、法律の有効期限を昭和 40 年度末までとした。 ②災害復旧事業について国の負担率の特例を設定した。 ③復興実施計画の変更手続を設定した。	政府提案
昭和 39 年	<b>奄美群島振興特別措置法</b> として法期限を 5 カ年延長した。 ①法律名を『奄美群島振興特別措置法』（法期限昭和 43 年度末）とし、昭和 39 年度を初年度とする『振興計画』（期間 5 カ年）を策定した。 ②法律名変更に伴い、審議会や基金の名称も変更した。（『奄美群島振興信用基金』に改称） ③基金の融資業務に対して国が予算の範囲内で追加出資	政府提案

	出来る旨の規定を設定した。	
昭和 44 年	法期限を 5 カ年延長した。 ①振興計画の期間を 5 カ年から 10 カ年に延長し、法律の有効期限を昭和 48 年度末までとした。	政府提案
昭和 49 年	<b>奄美群島振興開発特別措置法</b> として法期限を 5 カ年延長した。 ①法律名を『奄美群島振興開発特別措置法』（法期限 昭和 53 年度末）とし、昭和 49 年度を初年度とする『振興開発計画(※)』（5 カ年）を策定した。 ※従来の計画と異なり、計画期間中の総事業費の枠をあらかじめ設定しない計画となった。 ②予算を一括計上移し替え方式に変更した。 ③法律名変更に伴い審議会や基金の名称も変更した。 （『奄美群島振興開発基金』に改称） ④振興開発事業に対する国の負担又は補助の割合を、一部改正した。	政府提案
昭和 54 年	法期限を 5 カ年延長した。 ①振興開発計画の内容について所要の規定の整備を行うとともに、期間を 5 カ年から 10 カ年に延長し、法律の有効期限を昭和 58 年度末までとした。 ②審議会の定数を 21 人から 15 人に改正した。 ③基金の保証業務に国が追加出資できる旨の規定を設定した。 ④振興開発事業に対する国の負担又は補助の割合の一部を改正した。	政府提案
昭和 59 年	法期限を 5 カ年延長した。 ①昭和 59 年度を初年度とする『振興開発計画』（期間 5 カ年）を策定し法律の有効期限を昭和 63 年度末までとした。 ②基金の役員の任期を変更した。 ③基金の監督についての規定を整備した。	政府提案

平成元年	<p>法期限を5カ年延長した。</p> <p>①振興開発計画の期間を5カ年から10カ年に延長し、法律の有効期限を平成5年度末までとした。</p> <p>②基金に出資業務を創設した。</p> <p>(平成18年3月末廃止)</p> <p>③基金の役員任命方法を変更した。</p>	政府提案
平成6年	<p>法期限を5カ年延長した。</p> <p>①平成6年度を初年度とする『振興開発計画』(期間5カ年)を策定し、法律の有効期限を平成10年度末までとした。</p> <p>②振興開発計画の策定項目に振興開発の基本的方針を追加するとともにソフト施策について規定を充実した。</p> <p>③配慮規定等(地方債、交通の確保等)を創設した。</p>	政府提案
平成11年	<p>法期限を5カ年延長した。</p> <p>①奄美群島振興開発計画の計画期間を現行法の5カ年から10カ年に延長した。</p> <p>②地方公共団体が、奄美群島内において製造業等の用に供する設備を新設し、もしくは増設した者について、その事業に対する事業税等を課さなかった場合又はこれらの者について、事業税等に係る不均一課税をした場合は、その減収額について、地方交付税により補てんすることとした。</p>	政府提案
平成16年	<p>法期限を5カ年延長した。</p> <p>①平成16年度を初年度とする『振興開発計画』(期間5カ年)を策定し、法律の有効期限を平成20年度末までとした。</p> <p>②国が決定していた『振興開発計画』を、国が策定した基本方針に基づき、鹿児島県が策定することとした。</p> <p>③目的規定に『自立的発展』を明記した。</p> <p>④配慮規定に『医療の充実』、『農林水産業の振興』等を追加した。</p>	政府提案

	⑤奄美群島振興開発基金を独立行政法人化した。	
平成 21 年	<p>法期限を 5 カ年延長した。</p> <p>①法律の有効期限を平成 25 年度末までとした。</p> <p>②国の基本方針及び県の振興開発計画に『就業の促進』及び『関係者間の連携・協力の確保』に関する事項を追加した。</p> <p>③配慮規定に『就業の促進』及び『関係者間の連携・協力の確保』を追加した。</p> <p>④地方税の課税免除または不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置の対象業種に、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等を追加した。</p>	政府提案
平成 26 年	<p>法期限を 5 カ年延長した。</p> <p>①奄美群島振興交付金制度を創設した。</p> <p>②市町村産業振興促進計画制度を創設した。</p> <p>③目的規定に「定住の促進を図る」旨等を追加した。</p> <p>④配慮規定に、介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、教育に係る事項を追加した。</p> <p>⑤振興開発に係る国及び地方公共団体の責務規定を創設した。</p> <p>⑥厚生労働、文部科学、経済産業、環境の 4 大臣を主務大臣に追加した。</p>	政府提案
平成 27 年	<p>独立行政法人奄美群島振興開発基金に関して、</p> <p>①役職員の秘密保持義務及び罰則を新設した。</p> <p>②金融庁検査を導入した。</p>	政府提案